

2013年06月18日現在

本部/国内機関:人間開発部

# 案件概要表

案件名 (和)算数指導力向上プロジェクトフェーズ2

(英)Project for Improvement of Mathematics Education (Guatematica) Phase 2

対象国名 グアテマラ

分野課題1 教育-初等教育

分野課題2 分野課題3

分野分類 人的資源-人的資源-基礎教育

プログラム名 保健衛生及び基礎教育改善プログラム

援助重点課題持続的開発

開発課題 社会サービスの向上

プロジェクトサイト グアテマラ全土 署名日(実施合意) 2009年09月22日

協力期間 2009年11月01日 ~ 2012年10月31日

相手国機関名 (和)教育省、サンカルロス大学

相手国機関名 (英) Ministerio de educacion, Universidad de San Carlos (USAC)

### プロジェクト概要

背景

グアテマラ共和国は「教育政策2008-2012年」の中で「質の伴った教育の促進」、「最貧困地域を中心として就学率の向上」等、8つの教育政策を掲げている。なかでも、教育の質向上は、過去4政権に渡り重視している政策であり、本政策達成のために「社会文化背景に合致した国家教育カリキュラムの普及」や「教員の育成」を戦略目標として掲げている。一方で、2006年に実施された算数と国語のラテンアメリカ・カリブ諸国学力調査の結果、グアテマラは参加15カ国中14位であり、教育省は党力向上のための方策を模索していた。

他された昇級と国語のファファディカット語画・ファラス ロース (ロース・ファイン) 14位であり、教育省は学力向上のための方策を模索していた。 こうした状況の下、グアテマラ政府はホンジュラス共和国算数指導力向上プロジェクト (PROMETAM)の成果を踏まえ、算数科教材完成と教育省職員などグアテマラ国人材の算数能力強化のための支援を我が国に要請し、算数指導力向上プロジェクト(GUATEMATICA)が実施された(2006年4月-2009年3月)。

展記れた(2000年4月 - 2009年3月/。 同プロジェクト・フェーズ I では、成果品として初等教育1-6年生の算数科教材(教師用指導書・児童用作業帳)が完成した。同教材は国定教材として全国配布が決定したものの、2008年8月に実施された終了時評価では、GUATEMATICA教材を有効に活用するための研修、教員の指導力向上の必要性が確認された。

の指導分向工の必要性が確認された。 これらを踏まえ、教員研修担当者の能力向上を通じて、GUATEMATICA教材の使用状況の 改善及び小学校教員の算数指導力向上を図る算数指導力向上プロジェクト・フェーズII (GUATEMATICAII)に対する技術支援要請が、グアテマラ政府から我が国に対してなされた。 なお、同国の現職教員研修は2009年6月下旬より教員再教育プログラム(PADEP-D)に一本化 されることとなった。PADEP-Dは2017年までに全国の現職教員に2年間の課程を履修させることにより、短大卒と同様の資格を付与するというものである。我が国には、PADEP-Dの中の算 数教育分野への技術支援が求められている。

上位目標 教員再教育プログラム(PADEP-D)実施地区の小学生算数科の成績が向上する

プロジェクト目標 教員再教育プログラム(PADEP-D)を受講した小学校教員の算数指導力が向上する

成果 1. PADEP-Dの算数分野講座で使用する講座指導計画と講師用指導ガイドの質が向上する

2. PADEP-Dの算数講座講師の能力が向上する

3. PADEP-Dの実施地区の講座講師、教員、教育省職員等の算数指導力向上に対する意欲 が高まる

活動 1-1. 広域「算数大好き!」プロジェクトが実施する広域研修に参加する

1-2. PADEP-Dの算数分野2講座の講座指導計画作成のための活動計画を立てる

1-2. PADEP-Dの算数分野2講座の講座指導計画作成のための活動計画を立てる 1-3. 講座指導計画を作成する 1-4. 講座指導計画を教育省、国立サンカルロス大学と共有する 1-5. 講座指導計画を必要に応じて改訂する 1-6. PADEP-Dの算数分野2講座の講師用指導ガイド作成のための活動計画を立てる

1-0. FADEP-Dの海級が野と調座の調師用指導ガイド下版のための活動計 1-7. 講師用指導ガイドを作成する 1-8. 講師用指導ガイドを教育省、国立サンカルロス大学と共有する。 1-9. 教員再教育プログラム算数講座において講師用指導ガイドを試用する 1-10. 算数講座講師の行う算数講義をモニタリングする(サンプリング) 1-11. 算数講義のモニタリング結果を分析する

1-12. PADEP-Dの算数講座受講者が小学校で行う実習(授業)をモニタリングする(サンプリン グ)

1-13. 実習のモニタリング結果を分析する 1-14. 必要に応じて講師用指導ガイドを改訂する

1-15. 講座指導計画と講師用指導ガイドを完成させる

2-1. PADEP-Dの算数分野2講座の講師に対して行う導入研修の実施のための活動計画を立 てる

2-2. 算数講座講師に対して導入研修を実施する 2-3. 算数講座講師の行う算数講義をモニタリングする(サンプリング) 2-4. 算数講義のモニタリング結果を分析する 2-5. PADEP-Dの算数講座受講者が小学校で行う実習(授業)をモニタリングする(サンプリン

2-6. 実習のモニタリング結果を分析する

2-7. 必要に応じて、算数講座講師への導入研修を改善する

3-1. 定期刊行物を発行する

3-2. 算数指導力向上に対する意欲を喚起するために経験共有セミナーを開催する

#### 投入

a. 長期専門家1名(算数教育) 日本側投入

b. 短期専門家 (必要に応じて)

c. プロジェクト調整チーム

d. プロジェクト実施のための補足経費(講師用指導ガイド試用版の印刷費など) e. 広報(定期刊行物、経験共有セミナーなど)

相手国側投入

6. 仏報(定期刊行物、経験共有でミナーなど) f. 広域プロジェクトからの技術支援(必要に応じて) a. カウンターパート(コアグループ)の配置 (5名:教育省技官4名、USAC教官1名) b. 講座講師に対する導入研修の実施経費 c. 講師用指導ガイドの印刷・配布経費、およびPADDEP-D算数講座に必要となるその他教材 の費用

d. コアグループが行うモニタリングの旅費

e. PADEP-D受講者のためのGUATEMATICA教材の印刷・配布経費

f. プロジェクト執務室(電気・水道代等、維持経費を含む)

外部条件

1. PADEP-Dが計画通り実施される

2. グアテマラ側カウンターパートが継続勤務する 3. PADEP-Dが継続して実施される

4. PADEP-Dを受講した小学校教員が継続勤務する

### 実施体制

(1)現地実施体制

プロジェクトダイレクター:教育省教育技術担当次官 プロジェクトサブダイレクター:中等教育教員養成学校長(サンカルロス大学) プロジェクトマネージャー:教育省教育の質管理局長

\*他、添付2 プロジェクト実施体制図を参照。なお、広域「算数大好き!」は2011年3月に

終了している。 プロジェクト

(2)国内支援体制 教育分野課題アドバイザーによるTV会議システム等を利用した教材の作成支援。

#### 関連する援助活動

(1)我が国の 「算数指導力向上プロジェクト(Guatematica)フェーズI」(2006年4月1日-2009年3月

31日)及び青年海外協力隊(小学校教諭隊員など)の派遣。 援助活動

FODE(カナダの教育開発基金)やプラン・インターナショナル、ノベジャ財団が (2)他ドナー等の GUATEMATICA教材の普及や教員研修等に対する援助を、小規模ながら実施してい 援助活動

る。



草の根技協(地域提案型)

2012年07月21日現在

本部/国内機関 :沖縄国際センター

## 案件概要表

案件名 (和)伝統沖縄空手古武術指導を通じた青少年の育成

(英)Encouragement of youth through Karate-Kobujyutsu Project

対象国名 グアテマラ

分野課題1 教育-ノンフォーマル教育 分野課題2 平和構築-社会的弱者支援

分野課題3 市民参加-市民参加

分野分類 人的資源-人的資源-人的資源一般 プログラム名 グアテマラ その他プログラム

2008年06月30日 署名日(実施合意)

協力期間 2008年12月01日 ~ 2011年03月25日

相手国機関名 (和)ウエウエテナンゴ日本文化協会

相手国機関名 (英)Association Cultural Huehuetenango-Japan

## プロジェクト概要

背景

那覇市文化協会で伝統沖縄空手古武術を指導する「沖縄手」部会は、国内7団体50道場で約1,000人が参加、海外を合わせると約1万人が同協会の組織に関与しており、空手発祥の地・沖縄を代表する組織の一つである。空手を通じた青少年の人材育成は、近代の沖縄空手が発展していく中で主要なテーマであり、那覇市文化協会では、各道場で実践されている青少年の人材育成活動を「空手古武術教育センター」として位置づけ、その取り組みを開始している。一方、グアテマラでは、36年間にわたる内戦を経た1996年の和平協定締結以降、開発重点分野の一つとして「民主化定着」を掲げている。同国は人口の半数が18歳以下の青少年であるが、貧困からの犯罪組織の増大など青少年を取り巻く環境があり、「民主化定着」の表明時間の活用について早期の対応が求められている。我が国は、「民主化定着」を支援するブログラムとして「青少年の犯罪・非行予防プログラム」を掲げている。同プログラムの実現のため、青少年が犯罪・非行に走らないよう余暇時間の活用については早期の対応が求められている。 那覇市文化協会で伝統沖縄空手古武術を指導する「沖縄手」部会は、国内7団体50道場で約

の対応が求められている。 ウェウェテナンゴ日本文化協会では、地域の青少年に対して、犯罪に手を染めてしまうこと がないよう、健全な人間育成を目指し、武道を通じた青少年の人材育成活動に取り組んでい る。こうした同協会の取り組みは地域で高く評価されつつも、武道指導を通じた青少年育成と いう面では、指導者及び指導力が不足しており、正しい日本武道の精神を理解し、青少年の育 成に取り組む指導者の育成が急務とされている。 グアテマラ・ウェウェテナンゴ市派遣の青年海外協力隊員を通した現地との情報交換をきっ かけに、青少年健全育成活動について、現地に高いニーズがあることが確認され、沖縄の空 手古武術指導を通じた青少年育成を理解することを目的に本件が企画され、平成19年度那覇 南と犯覇市文化協会が地域提案型として提案し、短択された

市と那覇市文化協会が地域提案型として提案し、採択された。

ウエウエテナンゴ市の青少年による犯罪・非行が減少する 上位目標

プロジェクト目標 沖縄空手古武術教育センター(CEKKO)を通して正しく健全な青少年が育成される

1.沖縄空手古武術教育センター(CEKKO)が設立される 成果

2.伝統鍛錬法・空手理論・古武術指導法が習得され沖縄空手古武術教育センター(CEKKO)の

運営が強化される。 運営が強化される。 3.沖縄空手古武術教育センター(CEKKO)で空手を学ぶ青少年の数が増え、青少年育成事業

が強化される

活動

1-1. 沖縄の空手古武術を通じた青少年育成事例(学校、公民館、児童館、地域)の視察1-2. 那覇市空手古武術教育センターの運営方法を理解する1-3. 空手古武術を通じた青少年の健全な育成のためのアクションプランの作成1-4. 研修の成果を活かしてウエウエテナンゴ市に既存の道場や施設を利用し、青少年の健全育成を実践する場である、空手古武 術教育センターを設立する2-1. 那覇手の技術の習得(型:サンチン、テンショウ、セイパイ、センユンチン、クルルンファ)2-2. 首里手の技術の習得(型:ナイファンチ、パッサイ、クゥシャンクゥ、ジッテ、チントゥ)2-3. 古武道の技術の習得(棒、サイ、トンファ、ヌンチャク)2-4. 古式強錬法(マキワラ、チーシー、タン、カーミー、複合マキワラ)

2-5. 沖縄の歴史 2-6. 礼儀作法 2-7. 武道の概念

2-8. 戦後復興時の沖縄の空手古武術の経験

3-1. ウェウェテナンゴ市において、空手古武術教育センターで実践した青少年育成アクションプランの実施過程で生じた問題や 課題をまとめる

3-2. 専門家を派遣して生じた問題や課題に基づいたワークショップを実施する

#### 投入

日本側投入 (人材)

本邦研修(40-90日間、2名)×3年(3回)

短期専門家 1・3年次1名(日本から1名・8日間、周辺国から講師1名・7日間)、第2年次2名(日

本から2名・8日間)

(資機材)

教材 相手国側投入 カウンターパート人材

外部条件 カウンターパート機関が継続して活動する

## 実施体制

(1)現地実施体制 ウエウエテナンゴ市日本文化協会

(2)国内支援体制 那覇市文化協会

#### 関連する援助活動

(1)我が国の JOCV・体育、合気道(ウエウエテナンゴ市日本文化協会)

援助活動

(2)他ドナー等の N/A

援助活動



2011年06月16日現在

本部/国内機関 :人間開発部

# 案件概要表

案件名 (和)こどもの健康プロジェクト

(英)Project for Child Health in Department of Quetzaltenango

グアテマラ 対象国名

分野課題1 保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス

分野課題2 貧困削減-貧困削減

分野課題3

保健•医療-保健•医療-基礎保健 分野分類 プログラム名 西部高原地域農村生活改善プログラム

プロジェクトサイト ケツァルテナンゴ県保健地域

署名日(実施合意) 2005年09月29日

協力期間 2005年10月01日 ~ 2009年09月30日

相手国機関名 (和)グアテマラ国厚生省 ケツァルテナンゴ県保健事務所 相手国機関名 (英)(1) Ministry of Health (2) Health Area of Quetzaltenango

### プロジェクト概要

背景

・マラ国(以下、「グ」国)は他の中米諸国と比較しても母子保健分野の諸指標が悪く、乳 児死亡率が35(出生千対)、妊産婦死亡率が240(出生10万対)となっている(『世界人口白書

児死亡率が35(出生千対)、妊産婦死亡率が240(出生10万対)となっている(『世界人口白書2005』)。同国厚生省は「地方分権化及び国家レベルでの保健体制の整備」を目標の1つとし、特に地方村落部における保健医療サービスの拡充に注力している。このような背景のもと、「グ」国厚生省は2004年にわが国に対して、こどもの健康改善に関する協力を要請した。この要請に基づき、我が国は「グ」国厚生省、ケツァルテナンゴ県保健事務所をカウンターパート(C/P)として、公的保健医療サービスの質の向上及び家庭内ケアの質の向上を通して、呼吸感染症や下痢症による乳幼児死亡率を減少させることを目的に、同県北部(対象地域6市内の保健センター省所、ポスト12箇所)を対象地域として、2005年10月より4年間の予定で、技術協力プロジェクト「こどもの健康プロジェクト」を実施している。「グ」国西部高原地域に位置するケツァルテナンゴ県北部は「標高2300mから2700mの川長

4年间の予定で、技術協力プロンエクト」とともの健康プロンエクト」を実施している。
「グ」国西部高原地域に位置するケツァルテナンゴ県北部は、標高2300mから2700mの山岳地帯に広がり、住民の80%はマム語あるいはキチェ語を話す先住民である。住民の健康上の大きな問題の一つとして高い乳幼児死亡率があり、特に呼吸感染症、下痢症による死亡がその過半数を占めている。住民がサービスを受けられる医療機関は、厚生省管轄の保健センター、ポストに限られているため、これら施設の医療スタッフが地域医療に果たす役割は重大である。また、住民の基本的な保健知識、衛生観念の欠如が軽微な症状を悪化させてしまう事例が多く、家庭内ケアの重要性も指摘されている。重篤な症例に対応する病院との協力も含めたレファラル体制の構築や、母親の妊娠時からの低体重児の予防とフォローアップも、会後 めたレファラル体制の構築や、母親の妊娠時からの低体重児の予防とフォローアップも、今後の更なる課題である。

現在、2名の長期専門家(チーフアドバイザー/小児保健、業務調整)を派遣中である。保健セ 

上位日標 ケツァルテナンゴ県保健地域内のプロジェクト対象地域において乳幼児(5歳未満)の死亡が減

少する。

プロジェクト目標 ケツァルテナンゴ県保健地域内のプロジェクト対象地域において乳幼児(1歳未満)が呼吸器感 染症や下痢症で重症に陥らない。

成果

成果1:1歳未満の乳幼児が呼吸器感染症や下痢症による重症に陥る前に保健医療従事者が

質の高いケアを提供する。 成果2:乳幼児の呼吸器感染症や下痢症に対するケアに関して家族の知識が向上する。 成果3:質の高い保健医療サービスの提供や母親の知識向上に関する計画、運営、モニタリン グ機能が強化される

プ、機能が強化でする。 成果4:プロジェクト対象地域におけるレフェレルシステムが改善される。 成果5:妊娠時母体及びその出生児の体重チェックを通じて低出生体重児の予防と低出生体 重児のフォローアップが強化される。

活動

1-1 乳児へのケアの質の改善のために、保健医療従事者が保健センターごとに月ごとの乳幼

児の死亡要因について調査・分析し、改善策の検討を行う。 1-2 保健医療従事者の人材育成強化を行う。

1-3 保健医療従事者のコミュニケーション態度を改善する。

1-4 5歳未満乳幼児健診を強化する。 2-1 母親のための健康教育を強化する

2-2 ピアーリーダー養成を通じ地域の保健ボランティアを養成する。

2-3 母親に対し薬の正しい使用方法を指導する。

2-4 母親に対して呼吸器感染症や下痢症の治癒のための薬草の正しい使用方法を普及す る。 3-1 県保健事務所が、種々の活動のモニタリング・システムを強化する。

3-1 保保健事物が、保べの治勤のモーメリンテンステムと 4-1 保健医療施設と病院のコミュニケーションの改善を図る。 4-2 保健医療施設と病院での診断、治療技術の改善を図る。 5-1 母体要因による子宮内胎児発育不全を予防する。

5-2 2500g未満の低出生体重児のフォローアップを強化する。

## 投入

日本側投入

専門家派遣:長期専門家(チーフアドバイザー/小児保健、業務調整)、短期専門家(プライマリーケア、カウンセリング 他)

研修員受入 供与機材 : 検査用機器、巡回指導用車両等

在外事業強化費

・カウンターパートの配置(厚生省、ケツァルテナンゴ県保健事務所)
・運転手等の各種スタッフの配置 相手国側投入

・プロジェクトに必要な施設の確保(専門家執務室)

・ローカルコストの負担(車両等の燃料代や修理費などの維持管理費) ・プロジェクト対象地域における保健ポストの新規増設と保健医療従事者の増員

外部条件

①成果達成のための外部条件 ・保健医療従事者のプロジェクト地から他の保健センターへの異動が多くならない。

・家族同伴での南部への出稼ぎが著しく増加しない。・病院でのストライキが発生しない。

②プロジェクト目標達成のための外部条件

・外部からの感染源の浸入などにより突発的な感染症が発生しない。

・現行の保健医療政策が政権の変更などにより著しく変更されない。

③上位目標達成のための外部条件

・グ国政府による地方部における医療サービスの拡充が大きく変更されない。

#### 実施体制

(1)現地実施体制

グアテマラ国厚生省、ケツァルテナンゴ県保健事務所

### 関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

本プロジェクトの対象となるケツァルテナンゴ県内の保健センターに対して青年海外協力隊員が派遣され、妊産婦ケア、小児保健、栄養といった地域保健の主要課題に関する活動に従事している。本プロジェクトの専門家が県保健事務所職員をカウンターパートとしてリファラルシステム全体の改善を目指すのに対して、青年海外協力隊員はよりコミュニティに近いていての活動に従事するものであり、両者の連携による相乗効果がはないようによりませます。 生み出されることが期待される。



2013年07月03日現在

本部/国内機関:人間開発部

# 案件概要表

案件名 (和)シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2(持続的監視システムの構築)

(英)Project for the Control of Chagas Disease (Establishment of Sustainable

Surveillance System)

対象国名 グアテマラ

分野課題1 保健医療-その他感染症 分野課題2 貧困削減-貧困削減

分野課題3

分野分類 保健・医療-保健・医療-保健・医療 プログラム名 保健衛生及び基礎教育改善プログラム

援助重点課題持続的開発

開発課題 社会サービスの向上

プロジェクトサイト [Aグループ: 高リスク/高負荷] チキムラ県、ハラパ県、フティアパ県、サンタ・ロサ県

署名日(実施合意) 2008年12月12日

協力期間 2009年07月01日 ~ 2012年06月30日

相手国機関名 (和)厚生省

相手国機関名 (英)Ministry of Health and Social Welfare

#### プロジェクト概要

背景

シャーガス病はサシガメという昆虫を媒介とする感染症であり、中南米に広く分布している。シャーガス病は中南米においてマラリアに次いで深刻な熱帯病であるとPAHO(米州保健機関)が位置づけており、グアテマラ国(以下「グ」国)における感染リスク人口は約210万人(総人口の約16%)と推定されている。中米7カ国及びPAHOは、「2010年までに中米におけるシャーガス病の感染を中断する」という目標を掲げた中米シャーガス病対策イニシアティブを1997年に開始した。

IJICAは、同イニシアティブ推進のための各国による取り組みを支援するべく、「グ」国において2000年1月より個別専門家、青年海外協力隊(JOCV)、医療特別機材供与の組み合わせによりシャーガス病対策への協力を開始した。その後、この活動の成果を国内他地域へ展開するべく、2002年からは技術協力プロジェクト「シャーガス病対策プロジェクト」(2002年7月~2005年7月)を実施してきた。

2005年7月)を実施してきた。
2005年7月)を実施してきた。
2005年5月に実施された同プロジェクトの終了時評価調査では、殺虫剤散布による媒介虫駆除(アタック・フェーズ)を通して媒介虫の家屋内生息率の減少を達成し、感染リスクの低減に貢献していることが確認された。しかしながら、アタック・フェーズの成果を定着し、持続させるために必要となる住民参加型シャーガス病監視システム(以下、監視システム)の確立(メンテナンス・フェーズ)に関しては、一部地域での試行段階に留まり、戦略的かつ体系的な監視システムの導入に際し、県保健管区の自立発展をいかに促していくかが評価時点での懸案とされた。

このような状況を受け、2007年度要望調査においてグアテマラ政府は我が国に対し、監視システムの強化にかかる技術協力の要請を提出した。2回の事前調査を通して形成された本プロジェクトでは、媒介虫によるシャーガス病の感染中断に貢献するべく、国内の高リスク地域を対象地域とした監視システムの強化を目標とする。目標達成に向け、プロジェクトでは①監視システム強化のための国家指針の策定、②戦略的な運営計画策定能力の強化、③監視システムの運営、モニタリング・スーパービジョン(M&S)能力の強化を主要コンポーネントとした協力を行う。

上位目標対象県においてシャーガス病の媒介虫による感染が大幅に減少する。

プロジェクト目標 対象県において、住民参加型シャーガス病監視システム(以下、監視システム)(2)が強化され 成果 1.監視システムのガイドブックが開発される。 2.シャーガス病担当部局が、監視システムの計画・運営・M&S・情報発信を行う能力を備える。 3.県保健管区が、監視システムの計画・運営・M&Sを行う能力を備える。 4.県保健管区において、監視活動地域の経験・知見を県内のその他地域と共有する。 活動 0-1プロジェクトの詳細設計、モニタリング・評価に必要なデータを得るためにベースライン調査 を行う(3) 0-2上記0-1の結果に基づき、PDMで未決定となっている指標を設定する。 (ガイドライン (ハイト)イン/ 1-1既存の監視システムのガイドライン(プロトコルやマニュアル)をレビューする。 1-2既存のガイドラインを更新し、研修やセミナーの開催を通じて普及を図る。 1-3県保健管区の昆虫学的-疫学的監視活動を分析し、妥当性と機能度を査定する。 1-4上記1-1、1-2、1-3をもとに監視シストは化戦略を存する。 1-5連絡報告の系統、報告様式、対応法選定基準、データベース等から構成される情報システ ムを設計する。 1-6監視システムのための簡便なM&Sチェックリストをレベル毎に作成する(中央、保健管区、 郡レベル)。(4) (シャーガス病担当部局: 計画・運営・M&S・情報発信) 2-1監視システムの年間運営計画を策定する。 2-2上記1-6で作成したチェックリストを使用し、中央レベルと保健管区レベルにおける監視シ ステムのM&Sを半年毎に行う。 2-3情報システムを活用して、情報の収集・分析を行う。 2-4県保健管区からの経験・知見を共有する。 2-5監視システムの啓発・研修教材を開発する。 2-6県保健管区の関係者に対し、監視システムの研修・セミナーを実施する。 (県保健管区: 計画·運営·M&S) 3-1県保健管区の技術チームの会合において、シャーガス病監視対策のテーマが取り上げら れるようにする。 3-2監視システムの持続性を確保するために、住民参加促進の仕組みを作る。 3-3保健センター・保健ポストのスタッフ、保健ボランティアに対して、監視システムの研修を行 3-4ETV年間活動計画を作成する 3-5ETV年間活動計画に沿って、県保健管区が昆虫学的及び疫学的調査(5)を実施する。(能 動的監視) 3-6ETV年間活動計画に沿って、県保健管区内の関係者への報告、情報共有を定期的に行 う。 3-7保健センターと保健ポストが、住民により届け出られたサシガメの捕獲をETVに報告し、また、感染疑い例があった場合は監視ガイドブックに沿って対応する。(受動的監視) 3-8上記1-5で設計された情報システムに県保健管区が監視活動の結果を入力する。 3-9上記1-6で作成したチェックリストを使用し、郡レベルにおける監視システムのM&Sを行う。 (監視経験共有) 4-1シャーガス病担当部局が、各県保健管区の協力を得て、監視活動のグットプラクティスを収 集する。 4-2シャーガス病担当部局が、監視活動の経験・知見の共有のためのワークショップを実施す 投入 日本側投入 <人的投入> ・長期専門家:チーフアドバイザー、業務調整/住民参加・短期専門家:地域保健、保健教育、医昆虫学、シャーガス病対策、IEC く資機材> ・バイク ・コンピュータ・デジタルカメラ ・血清検査用キット等 ・プロジェクト車両 ・プロジェクター <必要経費> •教材作成費 ・研修・ワークショップ経費 ・運転手・アシスタント傭上費等 相手国側投入 ・カウンターパート:媒介虫対策課シャーガス病対策サブプログラム担当官、媒介虫対策課医 昆虫班長 国立疫学センター媒介虫監視疫学官、対象10県の県保健管区長 ・その他の人材: 県保健管区の疫学医、ETVコーディネーターおよびETV班、ISA(環境衛生調査 官)とTSR(農村保健 「技官)のコーディネーター、統計担当官、看護師、健康教育担当官、リプロダウティフ・ヘルス技術ユニット、 サービス拡大プログラム技 術ユニット、厚生省各保健センター、保健ポストの医師・看護師等、保健ボランティア、殺虫剤散 <資機材> 前プロジェクトで供与済みの機材(車両、殺虫剤散布器・スペアパーツ等)、バイ

通信費)、厚生省職員の出張旅費 等
1. 上位目標達成のための外部条件: シャーガス病対策が継続して厚生省の優先事項となる。

ク殺虫剤

気代、水道代

#### 外部条件

血清検査の質が低下、あるいは損なわれない。シャーガス病に関する診断・治療の質が厚生省のイニシアチブにより改善される。
2. プロジェクト目標達成のための外部条件: 深刻な災害および他の感染症の大流行により

シャーガス病対策の資源が損なわれない

3. 成果達成のための外部条件: プロジェクトにより研修を受けた厚生省関係者がシャーガス病対策に従事し続ける。シャーガス病リスク地域で、サービス拡大プログラムを受託しているNGOが監 視システムの強化に参画する。

### 実施体制

(1)現地実施体制 厚生省を実施責任機関とし、以下の実施体制を組む。

①プロジェクト・ディレクター: 厚生省技術担当副大臣 ②副プロジェクト・ディレクター: 厚生省保健基準局長、厚生省統合ケア(SIAS)局長、

厚生省国立疫学センター長(CNE)

③プロジェクト・マネージャー:厚生省保健基準局医療基準部媒介虫対策課長、厚生省

国立疫学センター疫学監視部長 ④カウンターパート: 厚生省保健基準局医療基準部媒介虫対策課シャーガス病対策 担当官、厚生省保健基準局医療基準部媒介虫対策課医昆虫班長、厚生省国立疫学セ ンター疫学監視部伝染病ユニット媒介虫監視担当疫学官、厚生省各県保健管区長国内支援委員会有「中米シャーガス病対策プロジェクト国内支援委員会」

(2)国内支援体制

委員構成(3名):疫学/情報管理(委員長)、地域保健/住民参加、昆虫学

## 関連する援助活動

(1)我が国の

1.「グ」国に対するシャーガス病対策関連の協力は以下のとおり。

援助活動

・個別専門家、青年海外協力隊(JOCV)、医療特別機材供与「シャーガス病対策協力」 (2000年~2002年度)

・技術協力プロジェクト「シャーガス病対策プロジェクト」(2002年7月~2005年7月)

・技術協力プロジェクト・シャーガス病対策プロジェクト』(2002年7月~2003年7月 ・フォローアップ協力「シャーガス病対策」(2006年度) ・青年海外協力隊(JOCV)「感染症対策」(2002年~2007年度) ・地域別研修「血液スクリーニング向上」(2006年~2010年度) ・2011年3月現在、「グ」国対象県保健局等へJOCV(感染症対策)7名を派遣中。

2. 以下の近隣国において、シャーガス病対策技術協力を実施してきている。
・ホンジュラス及びエルサルバドル(2011年3月で技術協力プロジェクト自体は終了)
2003年~ シャーガス病対策プロジェクトフェーズ1+JOCV
2008年~ シャーガスが対策プロジェクトフェーズ2+JCCV

・パナマ これまでJOCV(感染症対策や村落開発普及員)5名を派遣した。・ベリーズ 2011年3月より短期JOCV(感染症対策)3名を派遣中。

(2)他ドナー等の

援助活動

・WHO(シャーガス病対策に関する継続的技術支援) ・PAHO/WHO(シャーガス病対策に関する継続的技術支援)

・IDB/チョルティ市連合会「健康なコミュニティ、健康な学校」(シャーガス病対策にかか る健康教育支援)



個別案件(専門家)

2018年03月03日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

# 案件概要表

案件名 (和)輸出促進機関AGEXPORT能力強化支援プロジェクト

(英)Capacity enforcement support for AGEXPORT

対象国名 グアテマラ

分野課題1 民間セクター開発-貿易・投資促進

分野課題2 分野課題3

商業・観光-商業・貿易-貿易 分野分類

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題 開発課題

プロジェクトサイト グアテマラ市 署名日(実施合意) 2009年10月01日

2010年01月11日 ~ 2011年01月01日 協力期間

相手国機関名 (和)国家競争カプログラム

相手国機関名 (英)PRONACOM

### プロジェクト概要

背景

グアテマラでは経済危機の影響を受け、2007年には6.3%であったGDP成長率は2008年に3.4%、そして2009年1月-5月は1.4%成長に留まっている。2009年5月の出稼ぎ労働者の本国送金額は前年同期比16.4%減、同月の税収は前年同期比18.85%減少した。

を重額は前年同期に10.470歳、同方の代収は前年同期に16.870歳の分人で、質易面をみると、国内の景気低迷を受け、2008年12月以降、大幅に輸入が減少しており、2008年12月から2009年5月にかけ輸入額総額は30%減となった。一方、同期間輸出総額はほぼ横ばい状態を維持したため、米国一中米ードミニカ共和国自由貿易協定(CAFTA-DR)の影響を受け年々増加していた貿易赤字幅は2009年に入り歯止めがかかりつつはあるが、2008年には86億ドルに達した貿易赤字額幅を埋める勢いには達していない。

には68億トルに達した貿易亦子額幅を埋める勢いには達しているい。 外貨獲得として輸出額と同規模を維持してきた出稼ぎ労働者からの本国送金が減少しているなか、グアテマラにおける中小輸出企業への支援が望まれている。 グアテマラ輸出促進機関であるAGEXPORTは中小企業を含む輸出企業・組合会員1,000社を抱え、様々な輸出支援活動を行っており、同国の輸出企業の競争力強化に寄与している。この中、経済危機を受け外貨獲得産業を強化するべく、政府機関である「国家競争力プログラム(PRONACOM)」より、日本に比較優位のある「産業デザイン・イノベーション」、「生産性向上」、「インターネットを通した遠隔教育」の分野における個別専門家派遣を通じたAGEXPORTの能力強化に関するプロジェクト要請がなきれた。

力強化に関するプロジェクト要請がなされた。

上位目標 グアテマラにおける輸出企業の競争力が向上する。

プロジェクト目標 グアテマラ輸出促進機関(AGEXPORT)の輸出企業支援能力が強化される。

成果

1) AGEXPORTにおける産業デザイン能力向上事業の準備が行われる。 2) 企業への生産向上支援サービスを行う生産性センター設立の準備が整う。 3) AGEXPORTに付属の貿易学校において適切なE-learning研修コースが設置される。

活動

(1-1)産業デザイン能力向上にあたってのニーズ診断とAGEXPORTへの助言を行う。 (1-2)食品、プラスチック、民芸品、木材家具、その他製造品の5分野におけるパイロットプロジェクトを計画・実施する。

(1-3)産業デザイン・イノベーションセンター設立における戦略・事業活動方法に関する助言・ア

ドバイスを行う。 (2-1)生産性センター設立のための戦略・事業運営方法に関する助言・アドバイスを行う。 (2-2)日本を含む他国における生産性センター等の成功事例・経験に基づいた技術指導・研修 指導を行う。

(2-3)生産性向上の諸手法をAGEXPORTメンバー企業、コンサルタントに指導・研修する。 (3-1)貿易学校における既存の研修事業をe-Learning研修へと切り替える際の助言・アドバイ

(3-2)遠隔研修の教材に関する助言・アドバイスを行う。

(3-3)遠隔研修コンテンツの施行テスト結果を診断し、コンテンツ改善の助言を行う。

#### 投入

日本側投入 日本人専門家

・組織強化(12ヶ月) ・生産性向上(5ヶ月) •e-Learning(5ヶ月)

相手国側投入 専門家執務室及び執務に必要なオフィス機器

AGEXPORTでの生産性センター設置費用

セミナー、研修費 予算制約等により、AGEXPORTが独自に計画している①産業デザイン・イノベーション部の設 外部条件

置、②生産性センターの設置、遠隔研修の開始が頓挫、あるいは遅れないこと。

### 実施体制

(1)現地実施体制

本プロジェクトは経済省配下の政府系機関PRONACOMからの要請であるが、輸出企業・団体に広く支援サービスを提供しているAGEXPORTに対し直接専門家を派遣し、AGEXPORTが実施機関となる。

#### 関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

ボランティア派遣事業との連携: AGEXPORTには平成19年度より貿易分野のシニアボ ランティアを派遣しており、平成21年6月末には2人目の貿易促進分野のSV派遣が予定されている。

本個別専門家派遣事業においては、SV活動内容である海外市場開拓、グアテマラ産品プロモーションの分野とは異なる個別分野で実施することで、両スキームを活用した AGEXPORTの総合的な組織強化を図る。



2018年03月03日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

# 案件概要表

案件名 (和)観光自治管理委員会強化プロジェクト

(英) Project for Capacity Development of the Tourism Self-Management Committees

in Guatemala

対象国名 グアテマラ

分野課題1 民間セクター開発-観光 分野課題2 貧困削減-貧困削減

分野課題3

分野分類 商業・観光-観光-観光一般

プログラム名 環境と気候変動対策の促進プログラム

援助重点課題 持続的開発(東京宣言FU)

開発課題 環境管理

プロジェクトサイト ベラパス地域(アルタ・ベラパス県及びバハ・ベラパス県)及びペテン地域(ペテン県)

署名日(実施合意) 2007年02月12日

協力期間 2007年09月11日 ~ 2010年09月10日

相手国機関名 (和)観光庁

相手国機関名 (英)INGUAT(Insituto Guatemalteco de Turismo)

## プロジェクト概要

背景

2002年JICAは開発調査「全国観光開発調査」を実施し、「観光を通じた社会開発と自然・文化の保全の推進」を目標とした全国観光マスタープランを策定した。またグアテマラ国政府は、2000年に地域観光委員会(Comité Local de Turismo)を導入し、2004年には観光を通じ た地域開発の強化を目指して観光自治管理委員会(Comité de Autogestión Turística:以下CATs)と改称した。CATs制度導入により、集落観光の導入および小規模零細企業の強化を通じた観光産業の経済的利益の地域社会への裨益を目指している。また、 では、これではいる。また、CATs制度の導入による観光を通じた地域社会開発は、生物保護地区およびその周辺の住民による森林伐採や不適切な焼畑農業を回避し、エコツーリズムの概念の導入と普及による持続発展的な観光開発につながることを期待している。

右状況を踏まえ、グ国政府とJICAは、観光自治管理委員会(CAT)の組織・機能強化と関係組織間の連携を構築し、持続可能な地域型観光開発の支援を行う技術協力プロジェクトを実

施することを合意した。

上位目標 持続可能な観光および自然・文化資源の保全が促進され、地域の経済開発と貧困削減に寄

与する。

ベラパス2県およびペテン県において、観光自治管理員会(CATs)の組織・機能が強化され、 プロジェクト目標

地域の資源を活用した観光振興が図られる。

成果 ①観光自治管理委員会(CATs)の組織機能が強化され、公共セクター、コミュニティ、観光零細

①観光日石目程安貞会(OATS)の組織機能が強化され、公共ピクター、コミューティ、観光等が企業の協同支援メカニズムが整備、確立される。(組織能力強化)
②観光商品・パッケージが特定される。(観光商品開発)
③観光資源の保護も含めて、観光客を受け入れるためのサービスやインフラが改善される。(観光インフラとサービス改善)

④観光商品・パッケージが国内及び国際的に認知される。(マーケティングおよびプロモーショ

#### 活動

1-1 観光庁、政府職業訓練庁(INTECAP)、グアテマラ開発財団(FUNDESA)やグアテマラ輸出振興協会(AGEXPORT)などNGOを含むCATs関連組織の組織・機能についてのSWOT分析を 実施する。1-2 CATsの組織分析を実施し、問題を特定する。1-3 CATs、観光零細企業、観光プロジェクトを実施しているコミュニティの能力強化のために必要な支援を特定する。1-4 

2-1 観光地、アドブノンョン・アップィにアイ、同歴回廊、観光ルー・などのイブバンドリーを「FRX」する。2-2 観光セクターにおけるマーケティング調査を実施する。2-3 公共及び民間投資のイニシアティブ、観光活動の形成及びCDのニーズについて調査する。2-4 プロジェクト対象地域における貧困削減を達成するようマーケティング・プランを策定する。2-5 上記(イ)及び(エ)の調査結果とマーケティング・プランに基づきCDを実施する。2-6 カテゴリー毎に観光プロジェクトの年次コンテストを開催して、革新的なアイデアを交換し、観光ネットワークを地方及び国レ

ベルで構築する。 3-1 特定された必要な観光インフラ及びサービスについてプランを策定する。3-2 資金調達と 資金管理を実施する。3-3 サービス及びインフラの向上・整備プロジェクトを実施する。3-4 観 光資源の管理運営機能向上のためのCDに必要なマニュアルや視覚教材をスペイン語及び現 地語で作成し、研修を実施する。

4-1 特定された観光商品のプロモーション及び商品化戦略を策定し、実施する。4-2 マーケティング及びプロモーションのCDに必要なマニュアルや視覚教材をスペイン語や現地語で作成し、研修を実施する。4-3 プロモーション・ツールを作成し、様々なメディアやネットワークへ配信する。4-4 プロモーション・イベントを開催する。

### 投入

#### 日本側投入

- (1)専門家派遣
- ①長期専門家(直営)1名(業務調整/組織能力開発)

②短期専門家(法人一括契約) 5名 (チーフアドバイザー、地域観光開発(観光施設・インフラ)、観光商品開発(マーケティング/プ ロモーション)、社会開発・地域開発(参加型開発)、社会開発・地域開発(経営・組織強化))

- (2)研修員受け入れ(国別研修6人/2008年、第三国研修20人/2009年) (3)その他(現地研修委託、現地調査委託)

相手国側投入 カウンターパート人件費、施設・土地手配(プロジェクト事務所等)、その他

大統領選挙(2007年9月)、政権交代(2008年1月)等により、グアテマラ観光政策において 外部条件 観光自治管理委員会(CATs)組織強化への取り組みが中止されない。

#### 実施体制

(1)現地実施体制

合同調整委員会(委員長:INGUAT長官) 実施委員会(プロジェクトマネジャー:INGUAT商品開発局長) 観光分野課題別支援委員

(2)国内支援体制

### 関連する援助活動

(2)他ドナー等の IDB等による道路整備(地域の観光振興への裨益が期待)

援助活動



個別案件(専門家)

2011年06月16日現在

本部/国内機関:農村開発部

# 案件概要表

案件名 (和)農業政策アドバイザー(農村女性組織支援)

(英)Policy Adviser (Strenthening Rural Womens Organizations)

対象国名 グアテマラ

分野課題1 (旧)農業開発·農村開発-(旧)農業政策·制度

分野課題2 ジェンダーと開発-ジェンダーと開発

分野課題3 貧困削減-貧困削減 分野分類 農林水産-農業-農業一般

プログラム名 西部高原地域農村生活改善プログラム

プロジェクトサイト ケツアルテナンゴ県(及びトトニカパン県、ソロラ県、グアテマラ・シティー)

署名日(実施合意) 2008年07月01日

協力期間 2008年10月20日 ~ 2010年10月19日

相手国機関名 (和)農牧省

相手国機関名 (英)Ministry of Agriculture, Livestock and Food

### プロジェクト概要

背景

グアテマラ国においては、大統領府女性庁により2007年12月に改定された「女性と開発の促進と機会均等計画政策」で、女性にかかる生活改善が中心目標として設定され、新政権が発足した2008年1月に発足した新政権では、農村女性支援を一つの政策柱として設定している。特に、農牧省の目指す小農支援では、土地の限られた農村世帯の貧困削減を促進するにあたり、農村女性組織ネットワークの強化を通じて、農牧省の提供する技術・資金サービスへの女性のアクセス向上を図る他、農業・農村開発政策や計画にも、女性の声が反映されることを目指している。

目指している。このような背景のもと、JICAは重点プログラム「西部高原地域農村生活改善プログラム」において、格差是正による貧困削減への方策として、生活改善アプローチによる農村振興を図っている。生活改善アプローチは、戦後の日本において、官民の連携を通して広がった生活改善運動を体系化したものであり、農牧省の方針である農村地域における女性のエンパワーメント及び地位向上に大きく貢献し得るものである。同プログラムにおける農村女性のエンパワーメントのための具体的な取り組みとしては、大統領府女性庁との共催セミナーを通じて農村女性支援を展開する政府機関と生活改善アプローチの経験共有を行った実績があるほか、2006年5月から2008年5月まで農牧省に派遣された農業政策アドバイザーにより、農村女性組織を対象とした生活改善アプローチェ記プロジェ

同プログラムにおける農村女性のエンパワーメントのための具体的な取り組みとしては、大統領府女性庁との共催セミナーを通じて農村女性支援を展開する政府機関と生活改善アプローチの経験共有を行った実績があるほか、2006年5月から2008年5月まで農牧省に派遣された農業政策アドバイザーにより、農村女性組織を対象とした生活改善アプローチ実証プロジェクトが実施されている。また、2008年に開始された地域別研修「生活改善を通じた農村女性リーダーシップ育成コース」への農牧省政策情報局からの研修員の派遣などを通じて、今後とも、農牧省と協調しながら生活改善アプローチを通じた農村女性のエンパワーメントに資する取り組みを強化していく方針である。

上位目標グアテマラ貧困先住民農業者の所得が向上し、農村における生活が改善される。

プロジェクト目標 「西部高原地域農村生活改善プログラム」の効果的実施促進に向け、ジェンダーの視点に配慮しつつ、配属先である農牧省と、農村開発関連政府機関、NGO、国際機関及び地域アク

ターとの連携を促進する。

成果 1)「西部高原地域農村生活改善プログラム」を通じて、農村開発におけるジェンダー配慮の取

り組みが促進される。

2) 西部高原地域農村生活改善プログラム」の農業サブプログラム及び他サブプログラムにお

いて投入間の戦略的連携が促進される。 3)農牧省及び地域連携の要となるアクターに対し、農業・農村開発関連行政サービス及び他 アクターとの連携に関して、ジェンダーの視点を含む提言や教訓が共有される。

1-1)「西部高原地域農村生活改善プログラム」の関連CPに対するジェンダー研修等、ジェンダー配慮の促進に資する活動の企画・実施に関し、農牧省と調整する。 活動

テー に慮りに遅に臭する/日朝の正日 天心に関い、度や自と前走する。 2-1) グアテマラ側関連機関による農村女性組織支援のための取り組み(※)に関するセミナー、ワークショップ、フォロー活動等の実施について、「西部高原地域農村生活改善プログラム」関係者(カウンターパート,専門家、ボランティア、帰国研修員等)と情報を共有し、協力す

る。 2-2)「西部高原地域農村生活改善プログラム」のプログラム調整会議へ参画し、協力内容や 活動に関する提言を行う。

2-3)「西部高原地域農村生活改善プログラム」にかかる農業サブプログラム調整会議(専門 家、JOCV、カウンターパートが参加)の実施を支援する。

3-1)農牧省及び地域連携の要となるアクターとの会合に参加する。

※前任者がモニタリングしている道の駅、有機農業女性団体支援等を含む。

投入

・長期専門家(指導科目:援助調整(農村開発におけるジェンダー配慮))24MM 日本側投入

・専門家の活動に必要となる現地業務費

相手国側投入 専門家事務所(スペース、机、メンテナンス費等)

・光熱水料等ローカルコスト負担

・グアテマラにおいて、農村女性組織支援に関する政策の重要性が低下しない。 外部条件

#### 実施体制

(1)現地実施体制

ケツァルテナンゴ県農牧食糧省県調整事務所を主オフィスとし、ソロラ県、トトニカパン県、ケツァルテナンゴ県の農牧食糧省県調整事務所長及び同職員を日常的なカウンターパートとし活動する。また、中央や他ドナーとのネットワークを活かした、情報発信及び提言についても、JICAグアテマラ駐在員事務所を支援しつつ取り組む。日本側としては、JICAグアテマラ駐在員事務所のほか、「西部の日本人会下記書

日本側としては、510パンケリ・マ海に兵事が57000はか、「日中国がでる旅行」といる日プログラム」における以下の案件関係者との協働がなされる。①同プログラム企画調査員、②技術協力プロジェクト「高原地域先住民等小農生活改善に向けた農業普及体制構築計画」、③技術協力個別案件(研修)「中米・カリブ地域住民参加型農村開発ネットワーク運営管理」、「中米地域農村生活改善を通じた農村のリーダーシップ育成」 「小規模農民支援有機農業技術普及手法」等、④ボランティア「村落開発普及員、野

菜、土壌肥料等」

•農村開発部畑作地帯第一課 (2)国内支援体制

・公共政策部ジェンダー平等推進課

## 関連する援助活動

(1)我が国の

本案件は、西部高原地域農村生活改善プログラム中の農業サブプログラムの投入として位置づけられており、主に以下の案件と連携・調整を図るものである。 ・技プロ案件「高原地域先住民等小農生活改善に向けた農業普及体制構築計画」(ケツ

援助活動

アルテナンゴ、ソロラ、トトニカパン)
・地域別研修「住民参加型農村開発のプロジェクト運営管理」、FU案件、帰国研修員農

村開発ネットワーク ・地域別研修:「生活改善アプローチを通じた農村女性のリーダーシップ育成」(準高級)

他ドナー等の援助活動 (2)他ドナー等の

農業開発国際基金、米州開発銀行、中米経済統合銀行、スペイン国際協力機関、 援助活動

USAID、国連食糧農業機関、世界食糧計画



2010年07月02日現在

本部/国内機関 :地球環境部

# 案件概要表

案件名 (和)首都圏水環境保全能力強化プロジェクト

(英)Water Environment Improvement in Metropolitan Area

対象国名 グアテマラ

分野課題1 環境管理-水質汚濁

分野課題2 分野課題3

協力期間

相手国機関名

分野分類 公共·公益事業-公益事業-都市衛生

プログラム名 グアテマラ その他プログラム

プロジェクトサイト グアテマラ国グアテマラ首都圏 署名日(実施合意) 2005年08月26日

相手国機関名 (英)Ministerio de Medio Ambiente y Recursos Naturales

(和)環境天然資源省

2006年03月10日 ~ 2009年12月11日

### プロジェクト概要

背景

グアテマラ国の社会・経済の中心である首都圏(含む9市、人口約210万人、面積約1,100 km2) は市中心地区を通る分水嶺によって北部のモタグア川流域(カリブ海へ流下)と南部のマリア・リンダ川流域(アマティトラン湖を経由して太平洋へ流下)に分かれている。首都圏からの排水は生活排水・工業排水・農業排水のいずれもほぼ未処理で放流されており、いずれの水域も汚染が深刻化している。また、首都圏居住者の保養観光地であるアマティトラン湖(湖水面積約16 km2)も南部汚水の流入により汚染が進んでおり、透明度の低下やホテイアオイの異常繁殖など時に深刻な宣学養化現象を早している。

74x が 深りにしている。よた、自師自居は自の保養戦力地である。 マイイドノンが(内水面積約16 km2)も南部汚水の流入により汚染が進んでおり、透明度の低下やホテイアオイの異常繁殖など既に深刻な富栄養化現象を呈している。 グアテマラ国政府は国内の深刻な水質汚染問題を認識しており、2004年1月に発足したベルシェ政権は①アマティトラン湖の浄化、② 国レベルでの水環境保全・改善を優先課題に含めている。同国においては2000年に設立された環境・天然資源省が水環境管理に係わる政策の立案、および、執行を行う権限/権能を有している。しかしながら、発足間もない同省の行政管理体制は弱体であり、現在のところ汚染源に対する排水規制、水質モニタリング、環境啓発などにおいて殆んど有意な活動はなされていない。また、首都圏で進行する水質汚染問題に対処した水環境保全・改善計画の検討・策定やその実施に必要となる下水道インフラセクター、民間セクター等関連機関との連携・協調もなされていない状況にある。このように、グアテマラ国首都圏の水質汚染を防止・改善するには、汚染原因である生活排水、工場排水、農業関連排水等に対して適切な対策を講じるべく水環境を保全・改善する包括的な行政機?能が必要とされており、また、そのためには同国水環境管理の中心的政府機関である環境・天然資源省の能力・体制強化が求められている。このため、我が国に対して2004年に要請があり、事前調査を経て、2005年12月にR/Dが締結された。

2008年3月に実施された中間評価では、新政権の基本方針である「行政の意志決定に対する 2008年3月に実施された中間評価では、新政権の基本方針である「行政の意志決定に対する 社会市民参加型アプローチ」のプロジェクトPDMへの導入、新政府が立ち上げる予定のWater Cabinet(水内閣)発足による現行排水規制法の見直し作業への支援、工場が主体的に排水 管理・対策を行えるように奨励策を検討・計画・調整・実施等に対する先方要望を受けて協議し た結果、プロジェクト活動項目として一部加えることとなった。

上位目標 首都圏における水環境保全行政が強化される。

プロジェクト目標 環境天然資源省の水環境保全の排水規制実施能力が強化される。

成果

活動

- 1. 排水規制の効果的施行のための戦略作成能力が強化される
- 2. 排水規制のモニタリング、評価、フォローアップの体制が確立される。 3. 水環境情報の整備・管理のための持続的体制が確立される。
- 4. 自治体、AMSA、教育省、その他の政府、非政府関係機関などの関係機関との連携に基づ
- き、排水規制に係わ る普及啓発および水環境に関する環境教育が強化される。
- 1-1:排水規制の効果的な施行のための政策・戦略を提案する。
- 1-2:MARNが開催する審議会で排水規制にかかる課題を検討する 1-3:MARN職員および自治体、AMSA、INFOM、保健省などの関係機関に対する水環境保全政 策戦略作成の研修を実

施する。

- 1-4:各TWGの代表者による月例定例会を実施し、活動の進捗に関する情報交換・意見交換を 行う。 2-1:排水規制実施に係るガイドラインを作成する。 2-2:水質分析のモニタリング・評価の体制をつくる

- 2-3:MARNおよび自治体、AMSA、INFOM、保健省等の関係機関のスタッフに対し排水規制に係 る研修を実施する
- 2-4:各TWGの代表者による月例定例会を実施し、活動の進捗に関する情報交換・意見交換を 行う。 3-1:水環境情報データを収集する
- 3-2.水環境データベースを開発・管理する。
- 3-3:MARN職員および自治体、AMSA、INFOM、保健省などの関連機関に対する水環境データ 管理の研修を行う。
- 3-4:各TWGの代表者による月例定例会を実施し、活動の進捗に関する情報交換・意見交換を 行う。
- 4-1:排水規制に関係する普及啓発を自治体、工場、住民に対して実施する。
- 4-2:中学校の水環境教育の教材を開発し、中学生の水環境教育のためのトレーナーズトレー
- ニングの機会を提供
- 4-3:MARN職員および自治体、AMSA、INFOM、保健省などに対する環境教育の研修を行う。 4-4:各TWGの代表者による月例定例会を実施し、活動の進捗に関する情報交換・意見交換を

#### 投入

日本側投入 業務実施契約 専門家 5名

- 総括/水環境保全政策・立案
- 水質管理/排水規制・水質モニタリング
- PCM/環境教育
- 水質分析/水環境情報整備
- 連携協調推進/組織運営管理

相手国側投入

- 1. カウンターパートの配置 2. 執務スペースの提供
- 3. 便宜供与(免責措置等) 当プロジェクトへのC/Pの参加が確実に行われる。 外部条件
  - C/Pの異動が少ない。

#### 実施体制

実施機関:環境天然資源省(MARN) (1)現地実施体制

国内支援員会 (2)国内支援体制

委員長: JICA国際協力専門員 委員:愛知県職員(環境省推薦)

### 関連する援助活動

(1)我が国の

緊急援助「グアテマラ地下水施設復興整備計画」 開発調査「グアテマラ地下水開発計画」 開発調査「グアテマラ国グァテマラ首都圏下水道整備計画調査」 在外基礎調査「モタグア川流域水質汚染調査」 援助活動

地域別研修「中南米地域生活排水処理計画」

地域別研修「中米生活廃棄物処理」

現在、アティトラン湖(グアテマラ市西方約50km)についてオランダが水質の保全について協力を行っているほか、モタグア川についてUSAIDによる森林保全の協力が行われている程度である。また、IDBがアマティトラン湖治水工事への融資を検討中。環境分野については月例のドナー会合を実施する等の活動を実施している。 (2)他ドナー等の 援助活動



個別案件(専門家)

2012年07月12日現在

本部/国内機関 :地球環境部

# 案件概要表

案件名 (和)廃棄物処理行政能力強化アドバイザー

(英) Advisor of Administrative Capacity Formulation for Waste Treatment Management

in Guatemala

対象国名 グアテマラ

分野課題1 環境管理-廃棄物管理

分野課題2 分野課題3

分野分類 公共,公益事業-公益事業-都市衛生

プログラム名 グアテマラ その他プログラム

プロジェクトサイト グアテマラ国内 署名日(実施合意) 2009年04月01日

協力期間 2009年06月01日 ~ 2012年03月21日

相手国機関名 (和)廃棄物処理国家審議会

相手国機関名 (英)Comision Nacional para el Manejo de Desechos Solidos

#### プロジェクト概要

背景

成果

グアテマラでは都市部への人口集中、消費の拡大、経済活動の活性化等により増大する生活・産業廃棄物等に係る処理が大きな問題となってきている。しかしながら有効な廃棄物処理への対応は進展しておらず、不法投棄や非衛生埋立て、処分場の浸出水による河川、地下水、土壌への汚濁や汚染などが広がり、保健衛生上のみならず生態系等への影響も危惧されている。 ている。

1980年代以前の国家政策では廃棄物処理はそれほど重要視されていなかったが、1986年「環境保護改善法」を柱として廃棄物問題を扱う組織が設置され、1997年には「国家固形廃棄物委員会」が設けられている。また2000年には「国家環境局」(CONAMA)が「環境天然資源省」に格上げされるなど、政府の環境面への取り組み体制も年々向上している2004年8月には廃棄物処理国家審議会が設立され、廃棄物処理行政への取り組みを促進し始めた。しかしながら、国家開発のための指針や国、自治体の環境担当者の養成など、課題が山積しているの

が現状である。 2008年1月に誕生したコロン政権は、環境面での取り組みについても大統領宣言に含め、環境省は環境影響評価の実施を強化しようとしている。廃棄物処理対策にも真剣に取り組んで行くとの姿勢が伺え、今般、我が方に対しそのための協力を要請して来たものである。

上位目標 グアテマラにおいて廃棄物管理の向上に係るツールが整う。

プロジェクト目標 国家廃棄物処理計画の策定を通し、国家廃棄物処理審議会を構成する諸組織と関連組織の廃物処理に関する管理能力が強化される。

1. 国家廃棄物処理計画作成のための作業チームおよび省庁間委員会が設置される。 2. グアテマラにおける廃棄物処理管理に関する現状分析および法的枠組み分析が作成され

3. 国家廃棄物処理計画の基本構成案を作成するための作業計画が策定される

4. 国家廃棄物処理計画の基本構成案および同国家計画の発効に向けたガイドラインが作成 される。

1-1. 作業チームの結成に必要なプロファイルを定める。

#### 活動

- 1-2. 作業チームの作業方針および作業中作業後の資金方針(作業チームの規範)。1-3. 作業チームの結成。
- 1-4. 環境省による作業チームおよび省庁間委員会の設置承認。
- 2-1. 既存調査資料の整理と現状分析調査の実施。
- 2-2. 法律・手続き面の分析(調査結果作成)
- 2-3. 他国での廃棄物処理国家計画に関する資料整理(他国との情報交換含む)
- 2-4. 分析結果資料の作成
- 3-1. 国家計画の基礎構成案作成のための作業日程項目を確定(機関、活動内容、責任分 担、メキシコ

専門家の助言タイミング)。

- 3-2. 作業日程の作成。 3-3. 環境省による作業日程の承認
- 3-4. 承認された作業日程に沿った活動実施に必要なリソースの配当
- 4-1. 国家廃棄物処理計画の内容範囲の設定(国家計画の特徴、最低限必要な内容等)。 4-2. 国家計画に含まれる分野の設定
- 4-3. 国家計画基本構成案の確認
- 4-4. 環境省による基礎構成案の採択承認
- 4-5. 進捗を討議するための作業会合の実施
- 4-6. 国家計画の発効に向けたガイドラインの作成。

### 投入

日本側投入

・第三国専門家(メキシコ) 3名×0.5ヶ月×年2回x3年 ・現地業務費(グアテマラ) 調査費用、印刷費、WS費用、翻訳・通訳など

相手国側投入 ・カウンターパートの確保

専門家の執務環境整備

・必要なローカルコスト負担

外部条件 環境・廃棄物処理に対する政策が大きく変化しないこと。

#### 実施体制

(1)現地実施体制 国家廃棄物処理審議会(CONADES)は2004年発足当初2名であったが、職員は9名ま

で増員された。同審議会は環境省(MARN)、企画庁(SEGEPLAN)、保健省、地方開発庁 (INFOM)、工業·商業·農業·金融業連合委員会(CACIF)、全国市役所連合会(ANAM) の代表で構成される理事会で運営されており、主に廃棄物処理に係る諸プロジェクトの 実施・調整業務を担っている。

本案件の要請はCONADESから提出されたが、本案件を当初の要請内容から国家廃棄物処理計画の策定に絞り込んで実施することとなったため、廃棄物国家計画の策定を担う環境省を主のカウンターパートとして実施していく方向に変更、環境省は大臣顧 問室2名を核としながら、省内での国家廃棄物処理計画策定のチームが結成された。

(2)国内支援体制 なし。

### 関連する援助活動

(1)我が国の •地域特設研修「中米生活廃棄物処理」(1997~2006)

・メキシコ第三国研修「中南米国形・危険廃棄物適正管理」(2002~2006)
・JMPP専門家(CENICA)「廃棄物処理行政強化アドバイス」(2006、2008)
・JMPP専門家(CENICA)「廃棄物処理国家戦略アドバイス」(2008)
・メキシコ第三国研修「3Rに基づく持続的廃棄物管理」(2009—2011) 援助活動

GTZによる廃棄物国家政策の作成支援(2005年完成)、デンマークによる環境プロモーター育成支援および市役所の環境管理機能強化などの廃棄物行政支援が実施されて (2)他ドナー等の 援助活動

いる。



2017年11月30日現在

本部/国内機関:農村開発部

# 案件概要表

案件名 (和)高原地域先住民等小農生活改善に向けた農業技術普及体制構築計画プロジェク

۲

(英)Establishment of Mechanism for Agricultural Technology Diffusion and Application to Improve Living Condition of Indigenous and Non-indigenous Small-scale Farmers of

Occidental Altiplano in Guatemala

対象国名 グアテマラ

分野課題1 農村開発-農村生活環境改善 分野課題2 ジェンダーと開発-ジェンダーと開発

分野課題3平和構築-ガバナンス分野分類農林水産-農業-農業一般

プログラム名 西部高原地域農村生活改善プログラム

援助重点課題 持続的開発(東京宣言FU)

開発課題 地域間格差是正

プロジェクトサイトケツァルテナンゴ県、ソロラ県、トトニカパン県

署名日(実施合意) 2006年09月28日

協力期間 2006年10月12日 ~ 2011年10月11日

相手国機関名 (和)農牧食糧省(MAGA)、農業科学技術庁(ICTA)

相手国機関名 (英) Ministry of Agriculture, Livestock and Food, Institute of Agricultural Science and

Technology

### プロジェクト概要

背景

小農生活改善に向けた農業技術普及体制構築計画(PROETTAPA)」を2006年10月から開始 するに至った。

上位目標 プロジェクトで確立した普及体制により対象地域の小規模農民の生計が向上する。

プロジェクト目標 対象地域において、農業技術(栽培技術、販売・融資の情報)の普及体制が確立される。

1. 確立された農業普及 メカニズムの中で、県MAGA事務所が普及計画立案及び調整能力を 成果

持つ

2. 確立された農業普及メカニズムの中で、ICTA-CIALが適正農業技術の参加型技術開発、 検証、移転及び研修に関する調整と実施能力を持つ 3. 普及員が農民グループの生産及び組織的活動強化支援に必要な能力を持つ

4. 農民グループが生産及び組織的活動に必要な知識と技術を適用する能力を持つ

5. プロジェクトで確立された普及メカニズムが他県に普及されている

活動 1-1.PROETTAPAの計画作成、モニタリング、評価を行う

1-2.パイロット集落を選定する

1-3.パイロット集落の農業振興活動を支援する1-4.ムニシパリティの農業普及計画作成を支援する1-5.県の農業普及活動をする

1-6.県の農業普及計画作成を支援する

2-1.研修二一ズ把握及び実施機能を強化する

2-1. 研修二一人把握及い天旭城形と四日 2-2. 参加型適正農業技術研究開発機能を強化する 2-3. 参加型適正農業技術検証機能を強化する 2-4. 参加型適正農業技術移転機能を強化する 2-4. 参加型適正農業技術移転機能を強化する

2-4-参加至週上展末及刊19年4月8日と19月3日 3-1.普及活動に必要な基本的知識と技術を強化する 3-2.普及活動実施に必要な能力を強化する 3-3.農民グループの組織的活動支援に必要な能力を強化する 3-4.農民グループの生産及び販売がしまっています。

4-1.組織的活動に必要な能力を強化する 4-2.生産活動に必要な能力を強化する

4-3.農産物の販売力を向上する

5-1.プロジェクト成果を普及する

5-2.国家農業普及計画を提案する

#### 投入

日本側投入 長期専門家 チーフアドバイザー×1名×5年、農業普及×1名×5年、業務調整/参加型開

発×1名×5年

短期専門家 2名×1ヶ月×5回

研修員受入 6名×1ヶ月 供与機材 車両、OA機器等

現地活動費 展示圃場整備、研修・セミナーの実施、資料/教材作成、ローカルコンサルタント傭

上等

C/P人件費(人材): 相手国側投入

MAGA本省·県職員、ICTA/CIAL職員、MAGA普及担当者、NGO·生産者団体·農業学校·市

-コミュニティの開発審議会等の普及担当者

プロジェクト事務所等施設、機材、ローカルコスト [プロジェクト目標達成のための外部条件]

外部条件

・中間業者が妨害をしない

・農業普及を重要視するMAGAの方針が変わらない。 ・カウンターパート及び普及担当者が頻繁に変わらない。

[上位目標達成のための外部条件]

アクセス可能なマーケットが存在する。

## 実施体制

(1)現地実施体制

(1)カウンターパート機関:農牧食糧省(MAGA)/ICTA (2)実施機関:農牧食糧省(MAGA)(本省、MAGAケッツアルテナンゴ県事務所、トトニカパ

ン県事務所、ソロラ県事務所)及びICTA(本庁、アルティプラーノ研究センター) (3)協力機関:NGO、大統領府(SCEP)、経済企画庁

(SEGEPLAN).COMUDE.COCODE.NGO.生産者団体、農業学校等

「プロジェクトの運営管理」 ・プロジェクトダイレクター(MAGA次官) ・プロジェクト総合調整官(CIAL所長)

・プロジェクト県調整官(対象3県のMAGA県事務所長)

· 合同調整委員会

·農業技術普及委員会

農村開発部担当課および課題アドバイザー (2)国内支援体制

#### 関連する援助活動

1999-2001「中部高原地域中部高原地域貧困緩和持続的農村開発計画調査」 (1)我が国の 2001-2003「中部高原地域中部高原地域貧困緩和持続的農村開発計画実証調査」 援助活動

(2)他ドナー等の IFAD: ProRural(特に貧困度合いの高い優先地域における貧困農家支援プログラム) FAO:食糧安全保障のための特別プログラム(PESA:Programa Especial de Segridad

援助活動

Alimentaria)